

令和8年度愛媛県薬剤師インターンシップ助成事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 県は、病院に勤務する薬剤師の確保を促進するため、県外の大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学をいう。以下同じ。）の薬学部（以下「薬学部」という。）に在籍する者等が、県内の病院が実施するインターンシップや見学会等（以下「インターンシップ等」という。）に参加する場合に要する経費に対し、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で薬剤師インターンシップ助成事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(対象者)

第2条 本事業の補助金を受けることのできる者は、本県出身で県外に居住し、県外の大学薬学部（以下「薬学部」という。）に在籍する学生又は薬剤師であって、県内の病院が実施するインターンシップ等に参加する者（以下「参加者」という。）とする。ただし、本県以外の都道府県内の病院等への就業が義務付けられている修学資金等の交付を受けている者は対象としない。

(補助金の額)

第3条 補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 下表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額（企業、大学等、地方自治体その他公的支援機関から同趣旨の補助金の交付を受けている場合は、その金額を対象経費から除外した額。）を比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号により選定された額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
インターンシップ等の参加経費	100,000円	1 参加者がインターンシップ等に参加する場合に、居住地からインターンシップ等の参加場所までの往復に要する経費（鉄道（グリーン料金等を除く。）、バス、航空機（プレミアムシート料金等を除く。）、船舶又は高速道路通行（社会通念上適当と認められる経路に限る。）での移動に要した経費に限る。） 2 やむを得ない事情により病院のインターンシップ等が中止された場合、参加者が支払ったインターンシップ等に係る交通費も対象とする。ただし、参加者の事情による参加を取り下げた場合は対象としない。	10/10

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、インターンシップ等が終了した日から30日を経過する日又はインターンシップ等が終了した日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までに、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 口座振替申込書兼債権者登録票（県様式）及び銀行口座等の通帳の写し（表紙と表紙の見返しの口座番号等を記載した部分）
- (2) 航空機利用の場合は、搭乗券の半券、領収書及び旅程内容を証する書類
- (3) パック旅行を利用する場合は、宿泊費を除く費用がわかる領収書等
- (4) 高速道路利用の場合は、ETC利用証明書（日付及び区間が記載されているもの）
- (5) その他、知事が必要と認める書類

(補助金の交付回数)

第5条 補助金の交付は、同一交付申請人につき、年度中1回までとする。

(補助金交付申請書の受付)

第6条 受け付けた補助金交付申請に係る補助金額の合計が予算額を超えると認める場合は、予算額に達した日の翌日から交付申請の受付を停止するとともに、予算額に達した日に受け付けた交付申請は、抽選により先着順を定め予算額の範囲内で受け付けるものとする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第7条 知事は、第4条に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査し、相当と認めるときは、本補助金の交付決定及び額の確定を行い、交付決定通知書兼交付額確定通知書(様式第2号)により、交付決定を受けた者に通知する。

2 知事は、前項の規定により交付決定及び額の確定を行った場合は、第4条に規定する交付申請書兼実績報告書の提出をもって、申請者から補助金の請求があったものとみなし、補助金を交付する。

3 知事は、第1項の審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知する。

(交付決定の取消し等)

第8条 知事は、補助金交付決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第9条 知事は、補助金の交付決定を受けた者又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 愛媛県補助金等交付規則及びこの要綱の規定に違反したとき

(2) 不正又は虚偽の申請により補助金の交付決定を受けたとき

(関係書類の保管)

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業に係る関係書類を本事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月18日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

様式第1号（第4条関係）

令和8年度愛媛県薬剤師インターンシップ助成事業費補助金交付申請書兼実績報告書

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

氏名
(署名又は記名押印)

令和8年度愛媛県薬剤師インターンシップ助成事業に係る補助金の交付を受けたいので、令和8年度愛媛県薬剤師インターンシップ助成事業費補助金交付要綱第4条により申請します。

記

インターンシップ等の内容・参加期間	内容： 参加期間：令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
インターンシップ等の実施場所	実施機関名： 所在地：
実施機関による確認	実施責任者： 印 ※実施責任者の署名又は記名押印
申請者の住所・連絡先	住所： 電話番号： メールアドレス：
(在学生の場合) 大学名等	大学 学部（学群） 学科（課程・学類） 学年
(薬剤師の場合) 免許番号等	薬剤師免許番号： 登録年月日：
出身市町・高校	出身市町： 出身高校：
修学支援金等の交付状況	愛媛県以外の都道府県内の病院等への就業が義務付けられている修学資金等 <input type="checkbox"/> 交付あり <input type="checkbox"/> 交付なし
交通費の額	円（内訳は別紙のとおり）
備考	

注1 用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。

注2 次に掲げる書類を添付すること。

- 口座振替申込書兼債権者登録票（県様式）及び銀行口座等の通帳の写し（表紙と表紙の見返しの口座番号等を記載した部分）
- 航空機利用の場合は、搭乗券の半券、領収書及び旅程内容を証する書類
- パック旅行を利用する場合は、宿泊費を除く費用がわかる領収書等
- 高速道路利用の場合は、ETC利用証明書（日付及び区間が記載されているもの）
- その他、知事が必要と認める書類

(別紙) 交通費の内訳

	交通手段	利用日	利用交通機関・区間	金額
交 通 費	公共交通機関 鉄道（グリーン料金等を除く。）、バス、航空機（プレミアムシート料金等を除く。）、船舶			円
	自動車利用 高速道路利用料金のみ			円
	その他			円
	合計（A）			円

交付申請額の積算

① 補助金の上限	100,000 円
② 補助対象経費（上記（A）の額）	円
③ 企業、大学等、地方自治体その他公的支援機関から同趣旨の補助金の交付を受けている場合は、その金額	円
④ ②－③の額	円
⑤ 交付申請額（①と④を比較して低い方の額） （※1,000 円未満は切り捨て）	,000 円

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事

令和8年度愛媛県薬剤師インターンシップ助成事業費補助金
交付決定通知書兼交付額確定通知書

このことについて、令和8年度愛媛県薬剤師インターンシップ助成事業費補助金交付要綱第7条
第1項の規定により交付決定し、交付額を金 円に確定したので通知します。

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事

令和8年度愛媛県薬剤師インターンシップ助成事業費補助金
不交付決定通知書

このことについて、令和8年度愛媛県薬剤師インターンシップ助成事業費補助金交付要綱第7条第3項の規定により補助金を交付しないことに決定したので通知します。

記

不交付の理由：